

令和6年第3回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 令和6年9月19日（木）9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	岡田	智子	7番	村上	謙武	12番	前田	芳樹
2番	牧野	牧子	8番	菊地	政文	13番	石田	茂春
3番	藤野	定幸	9番	西尾	幸太郎	14番	高宮	陽一
4番	齋藤	則子	10番	池田	賢治	15番	米澤	壽重
6番	大江	寿	11番	安部	大助	16番	池田	信博

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田	高世偉	地域振興課長	橋本	博志
副町長	大庭	孝久	上下水道課長	村上	和久
教育長	野津	浩一	建設課長	田中	文男
総務課長	宇野	慎一	施設管理課長	岸本	則和
会計管理者	齋藤	和幸	危機管理室長	柳原	潔
財政課長	長田	寿幸	水産振興室長	曾我部	一彦
税務課長	池本	繁樹	都市計画課長	石田	傑
町民課長	和田	美由貴	総務学校教育課長	金井	和昭
保健福祉課長	野津	千秋	社会教育課長	中村	恒一
住民福祉担当課係長	堤	可奈子	布施支所長	坂本	忠
環境課長	原	秀人	五箇支所長	村上	克樹
エネルギー対策室長	野津	寿天	都万支所長	近藤	勝志
商工観光課長	藤野	一	中出張所長	茶山	宏
農林水産課長	増本	直行	中央公民館長	木瀬	高宏

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長	田中	挙	事務局長補佐	齋賀	千春
--------	----	---	--------	----	----

議事の経過

○議長（池田信博）

おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 質 疑

質疑を行います。

この質疑は、会期初日に提出された町長提出議案の、議第86号「島根県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について」から議第94号「令和6年度隠岐の島町下水道事業会計補正予算（第1号）」までの9議案について、「総括質疑」方式により行います。

質疑は、現に議題となっている事件に対して疑問点を質すものであります。

また、自己の意見を述べることはできません。

通告した質疑の範囲を超えないよう、よろしくお願いいたします。

なお、承認第7号「工事請負変更契約の締結に係る専決処分について〔都万目の民家保存修理工事〕」から承認第8号「令和6年度隠岐の島町一般会計補正予算（第3号）の専決処分について」までの2件、及び同意第1号「隠岐の島町農業委員会委員の任命同意について」から同意第4号「隠岐の島町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」までの4件、計6件を総括質疑終了後に、「質疑」を行います。

それでは、通告により質疑を行います。

質疑の一人当たりの持ち時間は、答弁を含め30分となっています。

それでは、発言を許します。

はじめに、7番：村上 謙武 議員

○7番（村上 謙武）

皆さんおはようございます。

それでは議第91号「一般会計補正予算第4号」にあります、林業振興事業の2件の補正予算に関する質疑を行います。

まず初めに「高性能林業機械導入補助金」について、町の補助が4分の1という風になっておりますが、この補助率4分の1となっている根拠について、お伺いします。

○番外（農林水産課長 増本直行）

おはようございます。ただいまの質問についてお答えします。

町の補助率4分の1についてでございますが、平成28年度に制定した補助金要綱に補助金の額及び補助率は、当該事業に要する経費のうち、事業主体が負担する経費を超えない額で4分の1以内と明記されておりましたので、要綱どおり4分の1の補助を行っております。

○7番（村 上 謙 武）

今回の場合は、規定によりますと事業者の負担分が12分の5ということで、事業者の負担軽減についても今回検討はされたのでしょうか。

○番外（農林水産課長 増 本 直 行）

今回の12分の5の負担について検討ということですが、要綱に従って補助を行っておりますので、今回は検討しておりません。

○7番（村 上 謙 武）

要綱に従って町の補助、それから結果的に事業者の負担分がこのようになったわけですが、ご存じのように森林環境譲与税が、令和元年度から国の方から補助金として、一般財源としてあるわけですから、そういった要綱もそろそろ見直すべきかなという風に感じております。

もし仮に要綱に従わずに、町の補助を4分の1から半分にした場合には、事業者の負担割合が6分の1、事業者にとっては非常に助かるというようなこととなりますので、今後そういった検討をするべきではないかなという風に思っております。

そして、今回の町の補助金に、森林環境譲与税というのは財源として含まれているのでしょうか。

○番外（農林水産課長 増 本 直 行）

今回の事業の補正は、森林環境譲与税を充当するかという質問でございますが、森林環境譲与税の使途に沿った事業と考えておりますので、今年度は充当いたします。

○7番（村 上 謙 武）

森林環境譲与税の補助を考えているということですので、やはりその林業関係者の事業者にこういった事業があったときには、町の補助の中に森林環境譲与税はこのぐらい充当しますよということを明記してあれば我々も分かりやすいんですけど、一般財源としてしかありませんので、今後そういうところも少し改善していただきたいという風に考えております。

それでは、次の「松くい虫危険木処理事業」についてお伺いします。

今年度は7月末現在の処理件数が7件ということでございますが、この7件で伐採し処理し

た危険木は何本でしたのでしょうか。

○番外（ 農林水産課長 増 本 直 行 ）

本年7月までに処理した危険木でございますが、54本処理しております。

○7番（ 村 上 謙 武 ）

そういった本数も資料の中に表記してあると非常に理解しやすいんですけど、今年度はさらに11件の松くい虫の被害木を処理する予定ということで補正予算が計上されているわけですけど、今年度の予定よりはるかに多い件数をこれから処理するわけですけども、昨年末、今年度予算の要求をする時に被害木の調査や危険木の把握は、どのように実施したのでしょうか。

○番外（ 農林水産課長 増 本 直 行 ）

被害木の調査状況でございますが、例年予算要求時までには、要望された件数の精査並びに公共施設周辺の現地を確認し本数など要望しておりますが、松くい虫被害木の進行は木の大きさや場所によって大きく異なるため、調査時点では大丈夫だと思っている木も進行が速くて、年度入ってから急激に状況が悪くなることがありますので、このように補正をさせていただいております。

○7番（ 村 上 謙 武 ）

住宅とか道路の付近にある松くい虫による危険木、こういったものを適切に処理することは非常に住民の安全、暮らしの安全を守る上で非常に重要な事項ですので、役場の担当課としても委託業者との連携をとりながら、その実態調査というのはやっているとは思いますが、先ほど説明がありましたけど、しかし今回のようにですね、当初予算を大きく上回るような事業費が補正予算で組まれる。こういうこと自体がちょっと不自然ではないか。事前の確認不足じゃないかなという風に感じております。

その辺のところの調査、本当にしっかりできてるかどうか、今一度ですね、先ほど言われましたけど、急に松くい虫の被害が進行したというようなこともちらっと言われたんですけど、松くい虫危険木になるまでにかなり年数かかりますからね。

もうきちっと、来年度これきちんと伐採しないと危ないなというのはもうかなり正確に判断できるんじゃないかなという風に思ってますけど、その辺の調査のやり方について確認ですね。もう改善すべきところはないかなという風に思います。

いかがでしょうか。

○番外（ 農林水産課長 増 本 直 行 ）

確認のやり方ですけど、どうしても目視でしか今のところ確認の方法がないので、このような状況になります。また危険木の大きさによっては経費が安く切れる場合もありますけど、大きくなるとレッカー等を持ってきて行くと事業費は高くなりますので、今後、これ以上調査を精査できるかちょっと今のところは考えられないような気がいたします。

○7番（村 上 謙 武）

最後になりますけど、今年度の松くい虫の危険木処理事業の見込額が、1,075万6,000円ということになってますけど、当然、森林環境譲与税というのは充当されると思いますけど、見込みで大体幾らぐらいこれに充当する予定でしょうか。

○番外（農林水産課長 増 本 直 行）

森林環境譲与税の充当でございますが、今までこの事業には森林環境譲与税を充当しておりますので、今年度も全額充当いたします。

○7番（村 上 謙 武）

大体全額を森林環境譲与税充当するということですので理解いたしました。

最後にもう一つですね。森林環境譲与税について質問したんですけど、本町のホームページでは、令和4年度の森林環境譲与税に関する「決算状況一覧表」が出てますけど、森林環境譲与税は令和元年度からありますので、この令和元年度から令和3年度までの3年間の、そういった「決算状況一覧表」ですね、なるべく早くホームページのほうにアップしていただきたい。

他の市町村のホームページ見ますと、大体令和元年度から令和4年度の4年間内容がアップされてます。そういったところもありますのでよろしくお願いします。

以上で終わります

○議長（池 田 信 博）

以上で、村上 謙武 議員の総括質疑を終わります。

次に、9番：西尾 幸太郎 議員

○9番（西 尾 幸 太 郎）

それでは、「物価高騰対応重点支援給付金事業」について質問したいと思います。

今回補正で、対象世帯数や人数が変更されております。

特に令和6年非課税等世帯がですね、当初20世帯だったのが、307世帯が対象になるということだったんですが、この大きな変更についてですね、なぜこう大きな変更が起こったのか詳細説明をお願いします。

○番外（ 住民福祉担当課長 広 江 和 彦 ）

おはようございます。

それでは私、住民福祉担当の広江よりご説明させていただきます。

西尾幸太郎議員の各対象世帯人数が当初見込みと大きく乖離していることについての詳細原因の説明をということでございます。

本日、総括質疑資料の2ページに資料を提出しております。

また、議案関係資料2の22ページに補正予算に係る資料説明を提出しております。順を追って説明させていただきます。

まず6月補正予算でございますが、こちらにつきましては、国内閣府地方創生推進室から町へ通知のあった給付金定額減税一体支援枠の給付金限度額計算式というものをを用いて算定した対象者数、及び給付金額をもとに予算措置を行ったというところでございます。

これは経過を説明しております。

ここで6月補正要求時に国の計算式を用いた理由についてご説明いたします。このたびの給付金につきましては、令和6年度個人住民税課税情報をもとに対象者を判定する必要があるがございます。

しかしながら、6月補正要求時点では6年度の個人住民税課税情報は確定していないことから、これら課税情報のもとに対象者を把握することはできなかったところでございます。

このため国より、地方公共団体において予算措置を速やかに図っていくためにですね、参考として活用するように、各通知があった計算式を用いて算定し、その結果を踏まえて予算要求を図ったというところでございます。

では、対象世帯人数が当初見込みと大きく乖離した具体的な理由についてご説明いたします。総括質疑資料の2ページをご覧ください。

この資料は、国から各自治体に提供があったシートでございます。

国は令和4年度の緊急支援世帯給付金の支給実績数、また令和4年度の個人住民税の状況についての調べ、そして令和2年度の国調などをもとに、世帯の町村の人口規模等にも基づいてですね、シートによってこれらの必要となる数値が計算できるようなものを準備したところでございます。

このシートの中で緑のところを見ていただきますけれども、新たな非課税世帯数は令和6年度に新たに非課税となる世帯数を導くところでございますが、国の計算式は、この6年度の新たな非課税となる世帯数を算定するに当たって、令和4年度緊急支援給付金支給世帯数に対

する家計急変世帯の割合を概算の令和5年度非課税世帯に乗じて求めておりました。

よって、令和4年度家計急変世帯への給付金支給実績が2世帯であった本町は、この計算式でいきますと、新たな非課税世帯数はごく僅かな算定結果となったところでございます。

そのことにつきましては、総括質疑資料の下段の赤の太枠で囲った部分が、新たな非課税世帯数ということで分かりやすく表示しております。こちらも国のシートの様式でございます。

ここで非課税世帯に該当する要因を考えてみますと、国が言う家計急変を理由にしたものばかりではなく、定年退職や様々な理由により収入の減少した世帯、扶養親族の増加、働き手の減少、各種控除への該当など様々な理由が世帯ごとでございます。

この中で、家計急変による理由のみを用いてですね、新たに非課税世帯を算定するというこのシートが、結果的には対象となるゾーンのごく一部をとらえていたものと認識しております。そのことに基づいて予算要求の計上で見込み数を判定したことが、この度大きな乖離を生んだ原因であったと思っております。

6月補正要求時点では、この点の影響について十分に理解ができておりませんでした。国が自治体にこれを使うようにと通知を送ってきた部分について、十分に掘り下げての影響を図ることなく用いたことが、結果的には対象世帯数を過少に見込んでいるということに認識ができていなかったということでございます。

次に、調整給付金についてご説明いたします。

国の計算式では、調整給付金の該当となる納税義務者または扶養親族等につきましては、令和4年度の均等割と所得割を納める者の納税義務者数に対し、総数については0.5386という値を乗じて数値をまとめております。

また納税義務者に関しては、同じく令和4年度均等割と所得割を納める納税義務者数に対し、0.3922という値を乗じて得た値を納税義務者数と導いているということでございます。

国が示す割合に基づいて令和4年度の納税義務者数から導いておりますので、令和6年度の個人住民税の課税情報をもとに判定を重ねて行った結果、乖離が生じたというところでございます。

本町の場合には、扶養親族の数のところに大きな開きが生じたというところでございます。

この点につきまして資料の最下段の右側の青の太枠のところに、当初の6月補正予算時の数値のところを計上しております。

次に、調整給付の額についてご説明いたします。こちらは対象者ごとに減税不足額を万単

位に切上げて給付を決定するという手法を国が決定しております。

このため、予算総額を予測することは非常に困難でございますので、国は一旦概算で対象1人当たり2万円という規模で予算を計上しておりますので、それに従ったというところでございます。

こちらにつきましても本町の6年度課税情報を積み上げた結果、実際には2万円では収まらなかったということから、このたびの増額補正となっているところでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○9番（西尾 幸太郎）

説明を受けたのですが、まずはですね、この赤い枠の中のこれが2世帯ってなってるのは、これは、あくまでも急にコロナ禍等の状況で家計が急変して、そういった給付を受ける対象となった世帯数が2ということだと思うんですけど、当初この非課税世帯が20世帯としてなってるその20っていう数字はどこから出た数字なんですか。

○番外（住民福祉担当課長 広江 和彦）

はい、当初20世帯の理由についてご説明いたします。

こちらのシートで算定した結果が2世帯、そして均等割については0世帯と計算されました。この2世帯0世帯につきましては、過去の給付金の新たに非課税世帯の対応と照らした時にもですね、あまりにも過小すぎるのではないかと判断し10倍の20世帯を計上したというところでございます。

以上です。

○9番（西尾 幸太郎）

町の状況と比べてですね、余りにもこの試算シートで出た結果が低い数字だということで、下駄を履かせて10倍の20世帯ということは理解しました。

ただ令和5年度ですね、非課税世帯については、その時点ではどの程度あったのかっていうのは把握してたんでしょうか。

○番外（住民福祉担当課長 広江 和彦）

はい、令和5年度の非課税世帯の給付実績は当然でございますので、把握をしておりました。

○9番（西尾 幸太郎）

今回の給付金事業についての対象者については、それはもう非課税世帯も含まれるということも把握してたということでしょうか。

○番外（住民福祉担当課長 広江 和彦）

給付金の支給対象世帯の該当要件については、新たに6年度に非課税となる世帯であるということについては認識しておりました。

〇9番（西尾 幸太郎）

当然高齢世帯であるとか、あとは障がいを持っててなかなか働けないような世帯に関しては、毎年非課税になるということは当然ご承知だと思うんですけど、その辺りはあまり考慮されなかったということで、令和6年度の課税の対象がですね、まだ算定されていなかったもので、それはゼロとして見込んでいたんでしょうか。

〇番外（住民福祉担当課長 広江 和彦）

議員のおっしゃるポイントにつきましては、このたびの給付金事業は国が段階的に決定し、速やかに実施するようにと求めてきていたところもございます。

国が予算規模を図る上でのシート、そして手法等をどんどん通知してきておりましたので、詳細に令和5年度の新たに非課税世帯のボリューム等のかえりのところを、こちらのほうに反映するということについては、掘り下げが十分でなかったと思っております。

〇9番（西尾 幸太郎）

ちなみに国はですね、この計算シートを必ず用いて結果によって試算しなさいということだったんでしょうか、それともこれはあくまでも参考資料として利用して、きちんと町のほうで試算してくださいということだったんでしょうか。

〇番外（住民福祉担当課長 広江 和彦）

国は速やかに実施する上でシートを提供しております。

当然、6年度の課税情報に基づいて、順次、通知、決定、審査をしていく部分でございますので、このたびの予算要求に当たっては必ずこれを使うということではございませんでしたが、一方で調整給付というところについての額を見積もる、もしくは対象者を把握するというところについては、各課税情報を一つ一つ積み上げていかないと分かりませんので、所管といたしましては国のこちらのシートを参考に用いたというところでございます。

〇9番（西尾 幸太郎）

必ずしもこれを用いてですね、試算しなさいということではなく、参考にして、きちんと自治体によって試算してくださいということは理解しました。

今回は補正で対応するということなんですけど、これは場合によってはですね、例えば支給遅れの原因であるとかそういったところにも結びつく可能性もあるのかなという風にも感じるんですけど、その辺りは現状担当課としてどのように捉えているんでしょうか。

○番外（ 住民福祉担当課長 広 江 和 彦 ）

6月の補正予算で措置後、準備を進めております。国は11月末までの非課税世帯への給付の完了ということは申しておりますが、現在、町においては8月の後半から対象となる世帯に通知書等を送っております。

そして現時点でも毎日、手元のほうに申請書等が届いておりまして、スケジュールどおりに進んでいるところでございます。

給付金の処理につきましてはパッケージシステムを導入いたしましたので、この導入が完了しており、今後、速やかに決定する、至急に進めていく考えでございます。

○9番（ 西 尾 幸 太 郎 ）

聞いているのはですね、今回に限った話ではなくて、きちんとしたその町の状況を試算に対して、これはもう正確には言いませんよ、もちろん誤差が出るのは分かってるんですけど、それはきちんと把握しながら試算して予算等を要求する必要があるんじゃないか。

今後このようなことがあまりないようにしていただきたいということが本音であって、今回たまたま既にうまく通知等も送ってですね、申請等も遅れがなくてできてるっていうのは結果であって、事前にきちんと試算すべき情報を把握して、それをきちんと反映させるということは大事な事かなという風に思いますので、今後気をつけていただきたいなという風に思います。

以上で終わります。

○番外（ 副町長 大 庭 孝 久 ）

西尾議員さんがおっしゃられたことはですね、我々も当然、町民の皆さんに迷惑をかけないようにやるのは当然のことだと思っております。

今回の場合はですね、補正を締め切った後に国のほうから通知がございました。

なるべく早くやろうということで、財政課のほうにまた対応していただいたような結果がございます。

当然我々は情報が、しっかりした情報があればですね、皆さんにもお示ししたいと思っておりますが、今回の場合そういった情報がですね、どうしても段階的にやってくるということがありましたので、こういう結果につながりました。

当然、情報がしっかりくればですね、そのように対応するのは当然のことでございますけれども、いち早く皆さんに給付しようということでございますので、その辺はご理解をいただきたいと思っております。

○議長（ 池 田 信 博 ）

以上で、西尾 幸太郎 議員の総括質疑を終わります。

次に、13番：石田 茂春 議員

○13番（ 石 田 茂 春 ）

今聞きますとね。質問することがもうないんですわ。

だけど、せっかく書いたもんですけんね、ちょっと聞かしてよ。

課長、重複するかも分かりませんが、「物価高騰対応重点支援給付金事業」ですね、当初6月の補正では国から町への通知があったと。それで町は、定額減税世帯支援枠の給付金限度額計算式を用いて計算をしてやったということで、6月に20世帯で200万円を計上したと。

しかし、先ほど9番議員が質問したように、課長のほうから理由としては、6年度の課税対象者を絞ることがなかなか難しかったということで大体このぐらいた、大体は言葉は失礼かも分からんけど、大体このぐらいたろうということで補正予算を組んだと。

これは間違いございませんですかいね。

○番外（ 住民福祉担当課長 広 江 和 彦 ）

はい、そのとおりでございます。

○13番（ 石 田 茂 春 ）

そして今回9月の補正で、国から給付金パッケージシステムを導入して計算をしたら、これだけの誤りがあったと。大幅にアップになったと。それで今回9月の補正予算に上げたと。

6月時点で給付金パッケージシステムを導入することはできなかったかということなんです、副町長が言いましたけど、再度課長のほうからお願いします。

○番外（ 住民福祉担当課長 広 江 和 彦 ）

ただいまの石田茂春議員のご質問、パッケージシステムを6月に導入できなかったかどうかということでございます。

国のこの給付金に係る詳細の細部の決定が年度末までかかっていたというような事情もございまして、当然メーカーでは詳細が決まってからパッケージを提供していくと。パッケージの提供スケジュールは、5月の中旬以降6月にかけてということで、既に情報は届いておりました。

このため、6月補正要求時点で、前倒しでパッケージを導入し、それを動かすということは非常に困難でございましたので、現実的にはパッケージの導入はできなかったというところで理解しております。

以上です。

○13番（石田茂春）

大体、よく分かりました。

私が言いたいのはね、やはりね、この誤差が30や50だったら私は何も言いません。

あまりにもひどいですから。だから6月の時点の分がちょっとね、もうちょっと200上げとったらもっとこういうことはなかったんじゃないかなと思うんですわ。

これ以上やりますとね、また、9番議員の西尾議員と同じようになりますので、私はこれで終わりますわ。

○議長（池田信博）

以上で、石田茂春議員の総括質疑を終わります。

次に、12番：前田芳樹議員

○12番（前田芳樹）

予算説明資料4の1、15ページ、「ごみ処理事務ごみ指定袋等作成費」に関して、少しだけ伺います。

まず、①で言ってます、回収不能の札をつけて未回収とした袋の発生状況はですね、全域的にどのような状況になっているのかなと思いますんで、ちょっと説明していただきたいなと思います。

○番外（環境課長 原秀人）

環境課の原でございます。よろしくお願いいたします。

先ほどの回収不能の札をつけての未回収の発生状況がどのような状態かというところ、現在ですね、分別が不十分な未回収のごみ指定袋につきましては、大体週平均で数か所のごみ集積所で確認をされております。

未回収の要因といたしましては、やはり資源ごみ袋の中にプラスチック製品、洗剤等ですね、ペットボトルはリサイクル資源物ですけども、プラスチック製品のリサイクルはしておりませんので、そちらの混入があると。あとは陶器類が混入するという事例があります。あと、可燃ごみの袋の中に不燃物の混入といった事例も確認をされております。

未回収のごみ袋数につきましてはですね、現状を把握はしておりません。今後はそういったところも把握をしていきながら、取り組んでいきたいという風に考えております。

以上でございます。

○12番（前田芳樹）

これ大体状況は理解しますけどね。

次に行きます。②のところでですね、私、通告書を出してから、資源袋、可燃袋、不燃袋、3種類の袋の印刷を改めて確認をしましたらね、非常によく区分印刷ができておりましたんでね、この印刷部分についての質問は取下げます。

次に行きますけど、③のところですね、袋の大きさはですね制度を変えてから、持ち運びにはですね、非常に手頃な大きさになっていい面もあります。

ただつい先頃ですね、資源ごみ回収袋にカセットボンベが混入していたためにですね、未回収札が貼って5袋が残されて、地区で少し騒動になったんです。

その後、状況見ますとね、個々人の意識の問題のようでしたんでね、これは分別収集に関してですね、しっかり守るように周知徹底がさらに必要ではないかと思いますんでね、そこをどう考えますか。

○番外（ 環境課長 原 秀 人 ）

はい、先ほどのご指摘です。可燃・不燃・資源であるとか、ああいうものの区分の周知徹底の必要性というところです。

令和5年4月制度改正前にはですね、この指定袋の制度の住民説明会、あるいは広報、いろんなところで周知を行っております。

昨年4月頃、制度改正時はですね、まだ、旧ごみ券でごみが出されていたりですね、無料の資源袋で資源物が出されていたりした案件もありましたが、約1年が経過しております。制度はかなり浸透しているという風に思っています。

どうしても、先ほどもありましたが、分別が不十分な場合もありますので、今後も継続して周知啓発をさせていただきたいという風に思います。

また未回収の多いごみ集積箇所についてはですね、自治会と相談して、独自に地区で回覧文とかを出すということもあり、そういったところにも作成の協力をしたりですね、そういった個別対応もしておりますので、そういったことも継続してやっていきたいという風に思っていますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○12番（ 前 田 芳 樹 ）

極力未回収ごみの発生がないように、さらなる努力をしていただきたいところであります。

4番目のところね。袋に出した人の名前をですね、義務づけるようなことをしていいのかどうか、基本的な扱い方について説明をしていただけないかなと思います。

○番外（ 環境課長 原 秀 人 ）

先ほどの袋に名前の記入を義務化、ルール化についても良いかというようなところだと思っています。

義務化をすることについてはですね、誤った分別を防いで自分の出したごみに責任を持ってもらおうと、全国的には採用している自治体が多いということです。

県内の状況も少し調べてみました。県内で義務化している市町村は19市町村中10町村、約半数を占めております。

しかしですね、近年、全国的にも個人情報、プライバシーの保護の観点からですね、記名を義務化していない自治体も増えてきているというところで、対応は全国の自治体ではまちまちになっているという風に感じています。これについては、市町村の判断となっているというところでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○12番（ 前 田 芳 樹 ）

運営状況はよく分かりました。

個人的な感じとしてはね、あまり袋にね、個人名は書きたくないなというのがあるんだけどなと思いますけど、しかしそれは未回収ごみをゼロにするためにはね、必要なことかなとも思いますね。

以上といたします。

○議長（ 池 田 信 博 ）

以上で、前田 芳樹 議員の総括質疑を終わります。

以上で、「総括質疑」を終わります。

続いて、承認第7号から承認第8号までの質疑を行います。

はじめに、承認第7号「工事請負変更契約の締結に係る専決処分について〔都万目の民家保存修理工事〕」質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

以上で、承認第7号の質疑を終わります。

次に、承認第8号「令和6年度隠岐の島町一般会計補正予算（第3号）の専決処分について」質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」 の声を確認)

以上で、承認第8号の質疑を終わります。

次に、同意第1号から同意第4号までの質疑を行います。

はじめに、同意第1号「隠岐の島町農業委員会委員の任命同意について」質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」 の声を確認)

以上で、同意第1号の質疑を終わります。

次に、同意第2号から第4号「隠岐の島町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」 の声を確認)

以上で、同意第2号から第4号の質疑を「質疑」を終わります。

以上で、「質疑」を終わります。

日 程 第 2. 議 案 の 委 員 会 付 託

「議案の委員会付託」を議題とします。

議会初日に提出された町長提出議案の、議第86号「島根県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について」から、議第94号「令和6年度隠岐の島町下水道事業会計補正予算(第1号)」までの9件、認定第1号「令和5年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第14号「令和5年度隠岐の島町水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの14件、計23件をお手元に配付の「議案付託表」のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、議案23件は、「議案付託表」のとおり、付託することに決定いたしました。

日 程 第 3. 休 会 に つ い て

「休会について」を議題とします。

お諮りします。

9月20日および9月24日、25日は常任委員会開催等のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認め、左様決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全て終了しました。

次の本会議は、9月26日に開催します。

本日は、これにて散会します。

(散 会 宣 告 10時15分)

以 下 余 白